

令和3年2月25日

厚生労働省 保険局保険課中

保険局国民健康保険課御中

保険局高齢者医療課御中

保険局医療課御中

協同組合日本接骨師会 会長登山勲

「不正保険取り扱い防止対策」の確立の要望

要望の趣旨

「不正保険取り扱い防止対策」について全保険者に「受け付け申請件」に対し、全 項目のデーター化の徹底を図り、この資料の収集と分析による濃厚過剰乱診乱療の不 正取り扱い問題の根拠と証拠の下の取り組みの確立を賜るようお願い申し上げます。要望の理由柔道整復師医療の保険者のデーター化について、従来からの怠慢や無自覚の放置に対し会計検査院指摘の下の「ヤレば出来る」の証明です。そして、「不正防止対策 の大事」と「手段を選ばずの失当」の混同注意で、柔道整復師医療で貴重な実践です。

ところで医療費問題が財政問題としていよいよ看過不可とされ、コロナ禍問題の 後、不可避問題とされます。この取り組みについて「医療の大事」「保険制度の大事」の下で「不正保険取り扱い防止対策は長年の課題」でしたが保険者の無_覚で対策 困難でした。しかし、柔道整復師対策での保険者のデーター整備による資料収集と 分析による不正防止対策で「ヤレば出来る」の証明で、全保険制度でこの周知徹底 の大事です。

なお、この業務でも不正防止を口実に「受診者への受診妨害」や「医療費の支払遅延」などの誤解防止の注意は大事な注意です。

備考「添付資料」の参考

資料 1 厚生労働省の「保険者の指導」の職務の大事

資料 2 「療養費受領委任払い制」行政指導の本旨の大事

資料 3 昭和 63 年 7 月 14 日保発第 89 号

資料 4 「通達」の「法律無視」の「行政指導の注意」国会審議

資料 5 (協)日接会療養費支給申請書(適正用紙)

資料 6 「受領委任払い制」の要点・注意点